

令和6年3月5日

自衛隊東京地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	本部庁舎エレベーター点検保守	自衛隊東京地方協力本部	6.4.1~7.3.31	6.3.5	6.3.12 13:00	6.3.12 13:10		

- 4 契約締結については令和6年4月1日付とする。

- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒162-8850 東京都新宿区市谷本村町10番1号

(1)契約等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 会計班 担当:今村

電話番号:03-3268-3111(内線48045) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

(2)仕様書等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 管理班 担当:明道

電話番号:03-3268-3111(内線48053) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

※メールを送付した場合は、必ず着信の確認をお願いします。

# 仕 様 書

作 成	年 月 日	令和6年3月1日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部総務課
	階級・氏名	1等陸曹 明 道 裕
件 名	本部庁舎エレベーター点検保守	

## 1 総 則

この仕様書は、自衛隊東京地方協力本部庁舎のエレベーター点検保守に関し、必要事項を定めるものである。

## 2 点検概要：エレベーター1基の点検保守

(所在地 東京都新宿区市谷本村町10-1 自衛隊東京地方協力本部庁舎内)

## 3 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 4 機器の詳細

- ・インバータ制御式エレベーター (株式会社 日立ビルシステム)
- ・機械室レス P-11-CO45
- ・定格積載質量/定員：750Kg/11人
- ・定格速度：45m/min
- ・運転方式：乗合全自動方式
- ・停止階：3箇所 (1～3階)
- ・かご寸法：間口1400mm・奥行1350mm・天井高2300mm
- ・戸型式：2枚戸中央開き
- ・管制運転：地震・火災・停電有り

## 5 適用仕様書

本役務は、仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務標準仕様書」に基づき実施する。

## 6 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書及び関係諸規則に基づき、官側の指示により実施するものとし、丁寧かつ確実に実施すること。
- (2) 役務において、仕様書に明記なき事項でも、作業上当然必要なことは、請負業者の負担において良心的に行うこと。

- (3) 作業中に発生した事故等については、請負者の責任とする。また、官側の施設等へ損害を与えた場合は損害事項に対して賠償すること。
- (4) 役務写真は、隠ぺい部分及び官側の指示する場所において撮影することとし作業終了後、写真帳に整理し、速やかに官側に提出すること。
- (5) 請負者は開始に先立ち、工程表を提出し官側の承諾を受けるものとし、官側が指示する様式に従い必要書類を遅滞なく提出すること。

## 7 特記事項

### (1) 点検保守の形態

フルメンテナンス契約とする。また、かご内と請負業者が直接通話できる装置を取り付けること。ただし必要な電話回線及び装置は役務開始日に合わせて請負業者にて準備・設置をすること。

- (2) 共通仕様書表 7. 2. 7 (周期 A) により実施し、昇降機関係装置の機能全てが最高度に発揮できるようにする。ただし修理又は部品の取替は、昇降機を通常に使用場合に生じる磨耗及び劣化に限るものとし、取扱不注意・不適当な使用・管理及び地震その他不可抗力の事故により発生する修理及び部品の取替は含まない。
- (3) 点検保守は、通常請負業者の就業時間内に行うこと。ただし昇降機の故障等の場合は、請負業者の就業時間外においても速やかに実施すること。
- (4) 1年に1回の定期検査は昇降機検査資格者が行うこと。

## 8 その他

- (1) 1ヶ月点検は、遠隔監視装置による点検を可とする。
- (2) 故障時等の緊急対応は、24時間とする。
- (3) 故障時の現地到着及び処置開始は概ね30分程度で実施すること。
- (4) 故障時の復旧作業は部品等の手配を含めて最大1～2日程度にて実施するものとする。また復旧後は報告書を官側に提出すること。
- (5) 点検保守に伴う交換部品は、昇降機の機種に適合した純正部品とする。
- (6) 本役務の実施に際して入居者への作業告知は1週間までに調整し、請負業者の責任・負担において実施すること。
- (7) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、これを解決すること。

入 札 書  
見 積 書

調 達 要 求 番 号	4PDY1A10005	契 約 実 施 計 画 番 号	4PDY1AM00050
-------------	-------------	-----------------	--------------

金 額 ( 税 抜 )

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
本部庁舎エレベーター点検保守	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納 入 場 所	自衛隊東京地方協力本部	納 期	6.4.1 / ~ 7.3.31		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年3月12日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

横 田 紀 子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名